

尾道市本人通知制度事前登録申請書

尾道市長 様

平成 27 年 9 月 1 日

尾道市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定により、次のとおり事前登録を申請します。

登録者の氏名 (通知対象者)	フリガナ オノミチ ハナコ	連絡先 (電話番号)	0848-38-9104
	尾道 花子	生年月日	昭和30年 1 月 1 日
現住所	〒 722 - 0045 尾道市久保一丁目15番1号		
通知対象	住民票	<input checked="" type="checkbox"/> 尾道市で住民登録をしている住所 ※現住所が尾道市でない場合は、尾道市で住民登録をしていた住所をご記入ください。 尾道市	
	本籍 (戸籍・附票)	※住民票のみの登録の場合は記入不要です。 尾道市 久保一丁目15番	筆頭者 尾道 太郎
備考			

申請者本人以外の法定代理人又は代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

代理人区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人） <input type="checkbox"/> 代理人		
代理人住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ		
代理人氏名	フリガナ	連絡先 (電話番号)	
		生年月日	年 月 日

注1 裏面に制度の説明及び注意事項を記載していますので、内容をよく読んでください。

注2 次の書類を提示又は提出してください。

- (1) 申請者又は代理人が、本人であることを証する書類（住基カード、個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
- (2) 法定代理人であるときは、その資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）、法定代理人以外の代理人であるときは委任状

※市民課使用欄

受付	来庁者	本人確認書類等		住基処理	戸籍処理
.	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人()	<input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()		.	.
登録日	年 月 日	登録番号			備考
廃止日	年 月 日	廃止理由	廃止届・()		

本人通知制度について

□ 1 本人通知制度とは

- (1) 本制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本（以下「住民票の写し等」といいます。）を第三者等に交付した場合、事前に登録された方（以下「登録者」といいます。）に対し、その交付の事実を通知する制度です。

登録を受け付けた日の翌日以降に第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付日から30日を経過した日以降に登録者に尾道市住民票写し等交付通知書（以下「通知書」といいます。）を送付します。

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否をお問い合わせしたりする制度ではありません。

- (2) 次の請求は通知の対象になりません。

ア 登録者本人又は同一世帯員からの住民票の写しの請求

イ 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求

ウ 国又は地方公共団体からの請求

エ その他市長が特別な理由による請求であると認めた請求

- (3) 通知書では、次の事項をお知らせします。

ア 交付年月日

イ 交付証明書の種別と通数

ウ 請求者の区分

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報は通知しません。

※ 通知のあった交付請求について、尾道市個人情報保護条例に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも法人の名称や特定事務受任者(*)の氏名等以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。(*)特定事務受任者とは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

□ 2 事前登録について

- (1) 登録の申請受付は、市民課又は各支所で行います。
- (2) 登録を希望する方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続することができない場合は、代理人より登録を申し出ることができます。
- (3) 他の市区町村に居住していたり、やむを得ない理由により直接窓口に申請できない場合は、郵便又は信書便により登録を申し出ることができます。
- (4) 住所異動や戸籍の届出等により登録事項に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。なお、変更の届出を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を抹消します。
- (5) 登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、海外に転出した場合又は住民票が職権消除された場合は登録を抹消します。

□ 3 その他

- (1) 登録事務等において、住民基本台帳及び戸籍等の内容を確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本制度は住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする制度ですので、制度の趣旨を十分御理解いただき、制度の内容に同意のうえ、申請してください。

登録日

年

月

日

尾道市市民課 電話0848-38-9104